

荏田中学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び目的

第 1 条 本会は荏田中学校 P T A と称し事務局を荏田中学校に置く。

第 2 条 本会の目的は次のとおりである。

1. 学校・家庭及び社会相互の関係を緊密にし生徒の福祉を増進する。
2. 学校教育に対して物心両面のよい協力者となり教育環境を整える。
3. 会員相互の教養を高め民主教育の確立に努力する。

第 2 章 方針

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主団体であって次の方針に従って活動する。

1. 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体あるいは個人の統制干渉も受けない。
2. 本会の福祉のために活動する他の社会的団体及び機関と協力する。
3. 本会は教育についての研究調査をなし、父母の民主教育の向上に努める。
4. 本会は学校の教育的環境の整備に協力し、教職福祉の増進を図る。

第 3 章 会員

第 4 条 本会の会員になることのできる者は、次のとおりである。

1. 正会員 本校に在籍する生徒の父母または保護者、本校に勤務する教職員
2. 賛助会員 本校の通学区に在住し会の目的に賛同する者は、役員会に諮り会員となることができる。

第 5 条 会員は下記の権利義務を有する。

1. 会員はすべて平等の権利と義務を有し、必ず会費を納入しなければならない。
2. 会員はすべてこの会の活動に積極的に参加するものとし、本会の運営についての意見を述べることができる。
3. 会員は規約の定めに従って、役員を選任し、また選任される権利を有する。

第 4 章 役員並びに理事、評議員

第 6 条 本会は次の役員を置く。

会長（1 名） 副会長（4 名） 書記長（1 名） 会計（1 名） 監査（2 名）

第 7 条 役員は何れも正会員であることを要し、その任期は 1 か年とする。但し、再任は妨げない。

第 8 条 役員の選出は次による。

1. 会長、副会長、書記及び監査は理事会において選出し、総会において承認する。
2. 会計は会長が委嘱する。

第 9 条 役員の任務は次の通りである。

1. 会長は会を代表し会務を統括し、会議を招集主宰するほか役員及び委員を委嘱する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は会長を代行する。
3. 書記は会長の指示を受け、会務を執行する。

4. 会計は経理事務を担当する。
5. 監査は経理の監査をする。

第10条 理事の選出及び任務は次の通りである。

1. 理事は会長が委嘱し、理事会で承認し、専門委員会の長となる。
2. 理事は会の決定事項を推進し議題を整理調整する。

第11条 評議員の選出及び任務は次の通りである。

1. 評議員は各区ごとに選出されるものとし、各区には責任者を1名置くものとする。
2. 評議員は各区生徒数20名につき1名とする。但し地区の特殊事情等による変更は認める。
3. 評議員は特に必要があるときは会長が評議員の同意を得て委嘱することができる。
4. 評議員は各区内の重要な会務及び事務を評議するほか、会長の委嘱により会務を分掌する。

第12条 本会に顧問を2名置く。

1. 顧問は本会目的達成のために援助するものとし、会長の諮問に応ずる。
2. 顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。

第5章 総会

第13条 総会は本会の最高決議機関であり、年1回年度初めに開催され会員の3分の2（委任状を含む）以上の出席で成立し、議決は出席会員の多数決による。なお、緊急、不測の事態等が発生した場合は、この限りではない。

第14条 総会に付議すべき事項は、次の通りとする。

1. 会長、副会長、書記、監査及び顧問の承認
2. 決算の承認
3. 主な年中行事及び予算の決定
4. 規約の改正
5. その他本会の重要事項

第6章 評議員会

第15条 評議員会は総会に次ぐ決議機関で必要に応じて会長が招集する。

第16条 評議員会の任務は次の通りとする。

1. 総会の決議にもとづいて会務を運営する。
2. 総会に諮る必要のない事項並びに緊急にして総会に諮る暇のない場合の決議
3. 総会に提出する議案の準備

第7章 理事会

第17条 理事会はこの会の執行機関であり、会長、副会長、書記、会計、理事及び校長をもって構成される。

第18条 理事会の任務は次の通りである。

1. 総会及び評議員会の決議に基づいて案件の審議執行をする。
2. 各委員の立案した計画を審議承認し各委員会間の連絡調整を図る。
3. 評議員会に提出する事項の審議をする。
4. 必要に応じ特別な委員会を設置し承認できるものとする。

- ５．総会に諮る必要のない事項並びに緊急にして総会及び評議員会に諮る暇のない場合に決議する。

第８章 専門委員会

第１９条 本会の活動に必要な事項について調査研究立案するため、次の専門委員会を置き原則として教職員及び評議員がこれにあたる。

第２０条 委員会の任務は次のとおりである。

１．総務経理委員会（企画・経理）

- （１）１年間の活動計画を樹立して各委員会相互の調整を図る。
- （２）定例及び臨時の行事の企画並びに結果に対する調査をする。
- （３）会員の意見希望を調整し、これの反映に努める。
- （４）規約を審議する。
- （５）事業計画による活動に必要な予算を担当する。
- （６）予算の補正、予算外の財政的な必要事項が起きたときは、その財源措置を計画立案する。

２．健康教育委員会（体育保健・給食）

- （１）保健安全・体育等に関する事項を担当する。
- （２）給食の目的を理解し、学校に協力し計画立案する。
- （３）給食センター・学校・家庭の連携を密にして給食の万全を期する。

３．施設委員会

- （１）校舎の建築、営繕、教材器具の施設改善充実計画を立案し、校長に協力する。
- （２）校舎内外の整地、あるいは美化計画を立案し、その実施に協力する。

４．生活指導委員会（補導）

- （１）特殊な事情のある生徒の調査とその援助指導計画を立案する。
- （２）地域社会及び育成会等の関係諸団体と協力して生徒の善導に努力する。
- （３）服装について検討する。

５．広報委員会

- （１）広報委員会は会の広報活動を担当する。

第２１条 本会の活動に要する経費は会費・寄付金及びその他の収入によって支弁する。

第２２条 正会員は毎月８００円、但し同一会員において本校に在籍する生徒２名以上の場合は、下学年については４８０円とする。

第２３条 本会の経費は全て総会で認められた予算に基づいて行われ、その結果は会計監査を経て、総会に報告されなければならない。

第２４条 本会の会計年度は４月１日から翌年３月３１日までとする。

第９章 規約改正

第２５条 規約は総会において出席会員の３分の２以上の賛成により改正する。

附則 平成４年４月１日に一部改正。

平成１０年４月１日に一部改正。

平成１１年４月２４日に一部改正。

平成14年4月26日に一部改正。

平成16年4月16日に一部改正。

平成21年4月25日に一部改正。

平成22年4月24日に一部改正。

平成27年4月18日に一部改正。

令和3年4月24日に一部改正。

荏田中学校PTA慶弔規定

第1条 本規定は本会員及び本校在籍生徒に適用することを原則とする。

第2条 本規定に基づく慶弔の経費は全てPTA会計より支出する。

第3条 PTA役員及び理事の退職については役員会で協議し卒業時に感謝状を贈呈する。

第4条 荏田中学校の職員の退職に際しては歓送迎会を開催することができる。

第5条 第1条に基づく者の慶弔に際しては、次のように香典を送り会葬する。

1. 会員及び生徒5000円、代表者会葬
2. 役員または関係者の場合は三役で決定する。

第6条 特別の場合は理事会に諮って慶弔の意を表する。

附則昭和60年4月28日に一部改正。

平成20年6月10日に一部改正。